

『業務の運営に関する規程』

事業所名 株式会社ファーストスタッフ

第 一 求 人

- 1 当社は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）の違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来社できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
- 4 若者雇用促進法第 11 条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない

第 二 求 職

- 1 当社は、取扱職種の範囲等いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申し込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、
求職申込みの手続きを省略致します。

第 三 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は
希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は
電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ出向いて頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、作業閉鎖等の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第 四 そ の 他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、
迅速、適切に対応致します。

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両立から当社に対して、その報告をして下さい。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係を締結しなかった場合にも同様報告してください。
- 3 当社は、求人者又は求職者から知り得た個人情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 当社は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 当社の取扱職種の範囲は、【全職種・『若者雇用促進法第 11 条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない』国内】です。
- 7 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

令和 8 年 1 月 20 日
株式会社ファーストスタッフ
代表取締役 高藤孝一